



平成 18 年 4 月 1 日

お得意様各位

弊社「電気用品安全法」対象商品への対応について

日工株式会社

弊社における電気用品安全法（平成 11 年改正、平成 13 年 4 月 1 日施行 旧電気用品取締法）規制対象商品を下記のとおりご案内致します。

特定電気用品以外の電気用品 電動力応用機械器具 No.144 ベルトコンベア

【商品名】 モジュラーベルトコンベア

【機 種】 MC35～MC90、SM35～SM90

上記対象商品については本年 4 月 1 日以降の出荷より PSE マークを貼付しておりますので、ご確認戴きますよう、宜しくお願い致します。

（注記）

発泡スチロール減容機（特定電気用品以外の電気用品 電熱器具 No.118 電気溶解器）、並びに試験練りミキサ（特定電気用品以外の電気用品 電動力応用機械器具 No.153 電動かくはん機）は、電気用品安全法第 2 条第 1 項・電気用品安全法施行令第 1 条において電気用品安全法の適用を受ける電気用品であるとされていますが、電気用品安全法施行令別表第 2 において、電気溶解器は定格消費電力が 10kW 以下の製品、電動かくはん機は定格消費電力が 500W 以下の製品のみが規制されると定められており、弊社の発泡スチロール減容器、並びに試験練りミキサは、この規制にあてはまるものではございません。従い、この 2 商品は規制対象製品には該当致しませんので、ご案内致します。

電気用品安全法に関する詳細は、経済産業省の HP「電気用品安全法のページ」(<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>) をご覧下さい。

以上